

公平な裁判を行うために 裁判官の"司法権の独立"は保障される

裁判官は憲法と良心だけに従う。

裁判官というのは有罪無罪や、借金返済の義務があるかどうかなど、誰かの人生にめちゃくちゃ重要な判決を下している。だからお金で買収したり、昇進をエサに自分に有利な判決を出してもらおうと考える人もいるだろう。そんな悪いヤツらに左右されないよう、裁判官はその身分がしっかり保障されている。だから裁判官は「自己の良心と憲法だけ」に従って判決を出せる。これを**司法権の独立**というよ。

< 裁判官が辞めさせられる場合 >

- ・ **弾劾裁判**：国会議員14名（衆参各7名）で作った裁判で罷免させる
- ・ **国民審査**：最高裁判所の裁判官を国民が投票で辞めさせる
- ・ **心身の故障**：病気や怪我で職務が行えないと判断された時



身分が保障されてるからこそ、
自分が正しいと思ったことを堂々
と言えるんだね。

裁判所は法律や内閣をも否定できる

裁判所は「憲法と良心」にのみ従って判断すると言ったね。だから憲法に反していれば、行政裁判などで国会が制定した"法律"や内閣の"行政"に対して「それは無効だ！」と言うことだってできる。これを**違憲立法審査権**（憲法に反するかどうかを判断する権利）というよ。最高裁判所は最終的に違憲かどうかを決定するので特に『**憲法の番人**』と呼ばれているんだ。